

農地中間管理事業の事業目的の変更

これまで

耕作者を機構が募集し、市町村は応募した耕作希望者を公募の区域毎に集めて意見を聞き、その結果をふまえて農地の貸し借りをを行う。

令和5年4月からは

市町村が策定する**地域計画の目標地図**を達成するために機構は農地の貸し借りをを行う。

これまで

耕作者の公募

市町村は応募した耕作希望者を公募の区域毎に集めて意見を聞き取り

農用地利用配分計画（案）

市町村は農業委員会の意見を聞いて耕作者への配分計画（案）を作成

4月から

目標地図

農業委員会で素案を作成

農用地利用集積等促進計画（案）

市町村は農業委員会の意見を聞いて農用地利用集積等促進計画（案）を作成

令和5年4月からは

法改正にともない、耕作者の耕作希望の公募と、土地所有者の機構への貸し出し申込が無くなります。

令和5年4月から農用地利用集積計画の貸借が変わります

これまで

- 1 個人同士の貸し借り 【地権者 ⇒ 耕作者】
農業委員会の決定を経て市町村が定める
- 2 農地中間管理事業の貸し借り 【地権者 ⇒ 機構 ⇒ 耕作者】
 - ① 地権者→機構の契約
農業委員会の決定を経て市町村が定める
 - ② 機構→耕作者の契約
農業委員会の意見を聞いて市町村が耕作者への貸付(案)を作成し機構へ提出したものを県が認可する

4月から

- 1 個人同士の貸し借り 【地権者 ⇒ 耕作者】
農業委員会の決定を経て市町村が定める
- 2 農地中間管理事業の貸し借り 【地権者 ⇒ 機構 ⇒ 耕作者】
地権者→機構→耕作者の契約
農業委員会の意見を聞いて市町村が地権者から借入・耕作者へ貸付(案)を作成し機構へ提出したものを県が認可する

令和7年4月からは

個人同士の貸し借りが出来なくなり、農地中間管理事業を利用した貸し借りとなります。

(注) 農地法での貸し借りは可能